

官報

号外 昭和三十五年七月十五日

○第三十四回 参議院会議録追録

○審査報告書
〔継続審査〕

審査報告書
結核医療法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、
昭和三十四年十二月二十八日

社会労働 委員長 加藤 武徳

官報(号外) 1

本法案は、第三十一回国会に提出され、同国会閉会中より引続き第三十三回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書

身体障害者雇用法案(継続案件)
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、
報告する。
昭和三十四年十二月二十八日

社会労働 委員長 加藤 武徳

経過の概要
本法案は、第三十一回国会に提出され、同国会閉会中より引続き第三十三回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書
本法案は、第三十一回国会に提出され、同国会閉会中より引続き第三十三回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書
本法案は、第三十一回国会に提出され、同国会閉会中より引続き第三十三回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書
本法案は、第三十一回国会に提出され、同国会閉会中より引続き第三十三回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書
本法案は、第三十一回国会に提出され、同国会閉会中より引続き第三十三回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書
本法案は、第三十一回国会に提出され、同国会閉会中より引続き第三十三回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

昭和三十四年十二月二十八日
商工委員長 山本 利壽

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書
経過の概要

本法律案は、第三十一回国会に提出され、同国会において提案理由の説明を聽取し質疑を行ふ等審査を進め、以後第三十三回国会閉会中まで資料の収集に努めたがなお充分検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

本法律案は、第三十三回国会の会期末に付託され、慎重審査の必要なため閉会中も継続して審査を行うこととしたが、閉会中の期間が短かく審査を終らなかつた。

審査報告書
国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案(継続案件)か
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、
報告する。

昭和三十四年十二月二十八日
議院運営 委員長 高橋進太郎

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書
経過の概要

本法律案は、第三十三回国会の会期末に付託され、慎重審査の必要なため閉会中も継続して審査を行うこととしたが、閉会中の期間が短かく審査を終らなかつた。

二、費用

本法律案に伴う経費は、一般会計百十四億円、特別会計十六億円、政府関係機関十六億円、計百四十六億円であつて、本年度予算に計上されている。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律案の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月七日
内閣委員長 中野 文門

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書
要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和三十四年七月十六日付勧告にかんがみ、一般職の職員の俸給月額の改定及び六月十五日に支給する期末手当を〇・一月分増額を行なうとともに、あわせて地域給に関する人事院の権限及び特殊勤務手当に関する規定を整備しようとするものであつて、その措置は妥当と認める。

二、費用
本法律案に伴う経費は、十三万六千円であつて、本年度予算に計上されている。

防衛府職員給与法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月七日
内閣委員長 中野 文門

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書
要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の職員の給与に関する法律案

右の件については、審査を終らなかつたが、今閉会はその期間が極めて短時日であるため、審査を進めることが出来なかつた。よつて次期国においても継続して審査を行う必要がある。

昭和三十五年六月七日
内閣委員長 中野 文門

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

本法律案は、一般職の職員の給与に関する法律案

右の件については、審査を終らなかつたが、今閉会はその期間が極めて短時日であるため、審査を進めることが出来なかつた。よつて次期国においても継続して審査を行う必要がある。

一

定し、あわせて特殊勤務手当等に
関する規定を整備しようとするも
のであつて、その措置は妥当と認
める。

二、費用

本法律案に伴う経費は、二十億
六百万円であつて本年度予算に計
上されている。

審査報告書

國家公務員に対する寒冷地手当、
石炭手当及び薪炭手当の支給に關
する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月七日

内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、石炭手当の支給地
域に区分を設けるとともに、その
支給額の限度を改定し、あわせて
石炭手当等について人事院が国会
及び内閣に勧告することができる
こととしようとするものであつ
て、その措置は妥当と認める。

二、費用

本法律案に伴う経費は、一般会
計二億三百万円、特別会計五百萬
円、政府関係機関百万円、計一億
九百万円であつて、本年度予算に
計上されている。

審査報告書

國家公務員等退職手当法の一部を
改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

二、費用

昭和三十五年六月七日

内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

右全会一致をもつて本年度予算に計
上されている。

昭和三十五年六月七日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十五年六月八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

国会議員の秘書の給料等に関する
法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の職員の給
与改正に伴い国会議員の秘書の給
料月額を改正するもので、妥当な
措置と認める。

二、費用

既定経費の範囲内ではまかないと
る。
昭和三十五年六月七日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

国家公務員災害補償法等の一部を
改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月七日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

二、費用

国家公務員災害補償法等の一部を
改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

審査報告書

昭和三十五年六月七日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十五年六月七日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十五年六月八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

国会議員の秘書の給料等に関する
法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の職員の給
与改正に伴い国会議員の秘書の給
料月額を改正するもので、妥当な
措置と認める。

二、費用

既定経費の範囲内ではまかないと
る。
昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

農地被買収者問題調査会設置法
案
日本国とアメリカ合衆国との間の
相互協力及び安全保障条約等の締
結に伴う関係法令の整理に関する
法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

二、費用

農地被買収者問題調査会設置法
案
日本国とアメリカ合衆国との間の
相互協力及び安全保障条約等の締
結に伴う関係法令の整理に関する
法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

要領書

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

農地被買収者問題調査会設置法
案
日本国とアメリカ合衆国との間の
相互協力及び安全保障条約等の締
結に伴う関係法令の整理に関する
法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

二、費用

建設省設置法の一部を改正する法
案
農地被買収者問題調査会設置法
案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

農地被買収者問題調査会設置法
案
建設省設置法の一部を改正する法
案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

二、費用

農地被買収者問題調査会設置法
案
建設省設置法の一部を改正する法
案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

要領書

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

農地被買収者問題調査会設置法
案
建設省設置法の一部を改正する法
案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

二、費用

農地被買収者問題調査会設置法
案
建設省設置法の一部を改正する法
案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

農地被買収者問題調査会設置法
案
建設省設置法の一部を改正する法
案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

二、費用

農地被買収者問題調査会設置法
案
建設省設置法の一部を改正する法
案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

要領書

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

農地被買収者問題調査会設置法
案
建設省設置法の一部を改正する法
案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

二、費用

農地被買収者問題調査会設置法
案
建設省設置法の一部を改正する法
案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

農地被買収者問題調査会設置法
案
建設省設置法の一部を改正する法
案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

二、費用

農地被買収者問題調査会設置法
案
建設省設置法の一部を改正する法
案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

要領書

昭和三十五年六月十八日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十五年六月十八日

内閣委員長 中野 文門

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外務省の所掌事務の遂行を円滑にするため、外務省に外務審議官を置こうとするものであつて、その措置は妥当と認め

る。

二、費用

本法律案の施行に伴う費用は、昭和三十一年度予算に計上されている。

審査報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月十七日

建設委員長 岩沢 忠恭

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十一年度予算に計上されている。

審査報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月十七日

建設委員長 岩沢 忠恭

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十一年度予算に計上されている。

審査報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月十七日

建設委員長 岩沢 忠恭

審査報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月十七日

建設委員長 岩沢 忠恭

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十一年度予算に計上されている。

審査報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月十七日

建設委員長 岩沢 忠恭

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十一年度予算に計上されている。

審査報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月十七日

建設委員長 岩沢 忠恭

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十一年度予算に計上されている。

審査報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月十七日

建設委員長 岩沢 忠恭

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十一年度予算に計上されている。

審査報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月十七日

建設委員長 岩沢 忠恭

審査報告書

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月十七日

農林水産 堀本 宜実

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十一年度一般会計予算予備費から支

出されることになつていて、

政府並びに裁判所当局は急遽左記事項の実現に努力すること。

一、裁判官及びその他の裁判所職員の増員並びにこれに伴う諸施設の整備を図り、裁判の適正迅速の要請に対処すべきこと。

一、裁判所書記官及び家庭裁判所調

査官に對しては、事務分配の適正とその合理的な運用により、負担の過重を來さないよう特に配慮すること。

一、裁判所書記官の定員を充員して、その執務態勢を整備すること。

右決議する。

審査報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月十七日

農林水産 堀本 宜実

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十一年度一般会計予算予備費から支

出されることになつていて、

政府並びに裁判所当局は急遽左記事項の実現に努力すること。

一、裁判官及びその他の裁判所職員の増員並びにこれに伴う諸施設の整備を図り、裁判の適正迅速の要請に対処すべきこと。

一、裁判所書記官及び家庭裁判所調

査官に對しては、事務分配の適正とその合理的な運用により、負担の過重を來さないよう特に配慮すること。

一、裁判所書記官の定員を充員して、その執務態勢を整備すること。

右決議する。

審査報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた区域内の被害漁業者に対する經營資金の貸付限度を引き上げようとするものであつて、妥当な措置とする見込みである。

特例を設けようとするものであつて、適切な措置であると認める。

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年六月十七日

農林水産 堀本 宜実

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十一年度一般会計予算予備費から支

出されることになつていて、

政府並びに裁判所当局は急遽左記事項の実現に努力すること。

一、裁判官及びその他の裁判所職員の増員並びにこれに伴う諸施設の整備を図り、裁判の適正迅速の要請に対処すべきこと。

一、裁判所書記官及び家庭裁判所調

査官に對しては、事務分配の適正とその合理的な運用により、負担の過重を來さないよう特に配慮すること。

一、裁判所書記官の定員を充員して、その執務態勢を整備すること。

右決議する。

審査報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体につき地方税等の減免による財政収入の不足を補うため又は災害対策の財源とするための地方債の發行について特例を設けたもので、妥当な措置であると認める。

この法律施行のため、昭和三十一年度において約三千万円を要する見込である。

二、費用

本法律案は、裁判事務の適正迅速を図るため、裁判所書記官の職務内容について所要の改正を行なうものであつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帶決議を行なつた。

二、費用

本法律案は、裁判事務の適正迅

審査報告書

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十五年六月十七日

農林水産

委員長

堀本

宜実

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十五年五月のチリ地震津波により災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十五年六月十七日

農林水産

委員長

堀本

宜実

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十五年六月十七日

農林水産

委員長

堀本

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十五年六月十七日

農林水産

委員長

堀本

要領書

要の規定を整備しようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、費用
別に費用を要しない。

社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

〔第二十七号参照〕

審査報告書

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十五年七月十五日

社会労働

委員長

加藤 武徳

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、国民年金法の施行等に伴い再審請求事件が激増することが予想されるので審査会の構成人員を増加し事件の処理方法に所定の改正を加える等、事件処理に対処しようとするもので妥当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、昭和三十一年度において百十一万円を要する。

二、費用
この法律施行のため、昭和三十一年度において五千六百六万円を要する。

審査報告書

未帰還者留居家族等援護法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十五年七月十五日

社会労働

委員長

加藤 武徳

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、療養の給付を受けている未帰還患者のうち昭和三十五年八月一日以降において、その給付期間が満了する者が生じ、なお、その実状にかんがみ二年間

給付期間を延長しようとするとするものであつて、適切な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、昭和三十一年度において四千四百十三万円を要する。

審査報告書

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十五年七月十五日

社会労働

委員長

加藤 武徳

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、原子弹被爆者に対する健康の保持及び向上に対するそのため、原癌症以外の傷病についても医療給付を行なうことができるようにし、また、原癌症患者については容易に医療を受けさせしむるため医療担当の支給を実施しようとするもので妥当な措置と認めた。

二、費用
この法律施行のため昭和三十一年度において五千六百六万円を要する。

審査報告書

未帰還者留居家族等援護法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十五年七月十五日

社会労働

委員長

加藤 武徳

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、療養の給付を受けている未帰還患者のうち昭和三十五年八月一日以降において、その給付期間が満了する者が生じ、なお、その実状にかんがみ二年間

期限をつけて、同和対策審議会を設置しようとするものであつて、その措置は妥当と認める。

二、費用
本法律案に伴う費用は約百十円である。

審査報告書

火薬類取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十五年七月十五日

商工委員長

山本 利壽

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近頻発した火薬類の爆発事故の実情に対処し、(一)火薬類の製造、販売に関する規制を強化し、(二)取締りの警察との協力関係を拡大し、(三)事業者側の自主的な保安教育の徹底及び保安検査制度の充実を図り、(四)通商産業省に火薬類取締官を新設する等の措置を講じようとするものであつて、災害発生防止のため妥当な措置と認めた。

二、費用
この法律施行のため昭和三十一年度において五千六百六万円を要する。

審査報告書

同和対策審議会設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え、報告する。

昭和三十五年七月十五日

内閣委員長

中野 文門

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、療養の給付を受けている未帰還患者のうち昭和三十五年八月一日以降において、その給付期間が満了する者が生じ、なお、その実状にかんがみ二年間

空港デモ事件、九州学連書記局捜索事件及び北海道苦小牧における公安調査官による教員の思想調査等治安状況並びに破壊活動防止法の運用状況について、井野法務大臣より事情を聴取し、その方針を質して調査を行なつたほか、昭和三十五年度法務省並びに裁判所関係予算について当局より説明を求め、また、山形県鶴岡市において保健所が検便を行なつた際に生じた事件について、人権問題の立場から厚生省及び法務省当局より事情を聴取するとともに、壳春対策、少年犯罪対策について、当面する諸問題について検討を行ない、また、東京婦人補導院、多摩少年院、八王子医療刑務所を視察する等種々調査を行なつて來たのであるが、本件調査を終了するに至らなかつた。

昭和三十五年七月十五日

大藏委員長 杉山昌作
參議院議長松野鶴平殿

參議院議長杖印

本調査に關して、當委員会は第三十四回国會中に、税制調査会における審議の状況、ソノラマ等に対する物品税課税の問題、貿易及び為替の自由化に関する諸問題並びに財政金融一般に関する件について、政府当局より説明を聴取し質疑を行なつた。

なお、各種調査資料の収集等を行なつたのであるが、その対象が広範多岐にわたつており調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

報告する。

文教委員長 清澤
参議院議長 松野鶴平殿
終

本委員会は、第三十四回国会において、教科書に関する件、幼稚園教

育ならびに特殊教育に関する件等のほか、教育、文化及び学術に関する

諸問題について、文部省及び関係当局に対し質疑を行なうとともに、現地調査をも行なつたが、これらの調査は広範多岐にわたるため、未だ結論を得ておらず、今後も調査を繼續する所である。

論を得るに至らなかつた

つた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十五年七月十五日
社会労働委員長 加藤武徳
参議院議長松野鶴平殿

第三十四回国会においては、本調査の一環として労働行政政策方針に関する件、昭和三十五年度労働省関係予算に関する件、夕張における炭鉱ガス爆発事件、国際労働条約批准に関する件、駐留軍労務者離職対策に関する件、米軍の軍事演習問題に関する件、三井鉱山株式会社三池鉱業所における労働争議に関する件、日本国有鉄道における労働問題に関する件、家内労働者対策に関する件、その他一般雇用失業情勢に関する件等について政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。特に夕張における件、炭鉱ガス爆発事件については委員を派遣して実情を調査した。

また、子リ地震津波による災害状況の調査ため、北海道ならびに青森、岩手及び宮城の三県に委員を派遣して実情を調査した。

なお、本調査の一環として都内及び近郊の諸施設の視察を行なつた。

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十五年七月十五日

社会労働
委員長 加藤 武徳

参議院議長 松野鶴平殿

経過の概要

する件等について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行なつた。
またチリ地震津波による災害状況の調査のうち、北海道ならびに青

経過の概要
当委員会は、第三十四回国会閉会中「経済の自立と発展に関する調査」に關し、主として左の事項について政府関係者の説明及び参考人の意見

して実情を調査した。
なお本調査の一環として都内の諸施設の視察を行なつた。

調査報告書
農林水産政策に関する調査

報告する。つた。よつて経過の概要を添えて、昭和三十五年七月十五日 農林水産 堀本 宜実 委員長

参議院議長松野鶴平殿
経過の概要

三十四回国会において、農林水産業の基本問題、農林水産関係予算、貿易為替の自由化と農林水産業、中央印壳市場、乳断及び重質等農林畜水

鉄道、貿易、郵便、電気等の新機軸が生じた。その一方で、漁業は昭和三十五年、産物の流通、食糧管理、昭和三十五年、年産米価、チリ地震津波等災害対策、日ソ漁業交渉及び日韓漁業等国際化の進展に伴う多方面の問題が複雑化する。

漁業その他の事項について、
資料を収集し、政府当局等から説明
をきき、或は現地調査を行なう等調
査に努めた。しかしながら本調査は
その対象が云々多岐にわたるため結
論

了するに至らなかつた。

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和二十五年七月十五日
商工委員長 山本
参議院議長松野鶴平殿
利壽

経過の概要
当委員会は、第三十四回国会閉会中「経済の自立と発展に関する調査」に關し、主として左の事項について政府関係者の説明及び参考人の意見を聽取するとともに質疑を行ない、あるいは現地に委員を派遣して実情を調査し、また資料を収集整備する等銳意調査を進めてきたのであるが、問題が広範多岐にわたつてゐるため、結論を得るに至らなかつた。
一、昭和三十五年度通商産業省、經濟企画室及び科学技術庁の予算及び施策に關する件
二、公正取引委員会の業務に關する件
三、貿易及び為替自由化問題に關する件
四、日本産業の海外宣伝に關する件
五、自転車競技法の改正に關する件
六、炭鉱ガス爆発災害に關する件
報告する。

委員会を設け関係当局及び参考人より意見を聴取し、木材、鉄鋼の自動車輸送について現況を視察する等調査を行ない、又名古屋空港における飛行機事故及びチリ津波に関してはそれぞれ委員派遣を行なつて現地の実情を調査したが、本調査が広範多岐にわたつてゐるため、未だこの調査を終了することができなかつた。

業、電波監理及び放送等につきその概要の説明を郵政大臣より聴取し、郵政省職員に対する仲裁々定及び郵便局舎等に関する件、簡易保険年々積立金の運用等に関する問題、海空通信政策に関する件、並びにカラーテレビジョンに関する件等各般により質疑を行ない資料を收集する等、鋭意調査を進めてきたのであるが、本件はその対象が極めて広範多岐であつたため結論を得るに至らなかつた。

経過の概要

本委員会においては、第三十四回国会開会中に本件調査について、主として大分県下筌・松原両ダム建設に関する紛糾問題を中心とする筑後川水系治水計画・同ダム計画の概要、補償交渉の経過等について数次にわたり当事者関係者等を参考人として招致のうえ慎重なる調査を行なつたところ、チリ地震津波による災害状況実地調査のため委員を派遣し、災害対策を講じ、或いは又昭和三十五年三月までの間、

昭和三十五年七月十五日
予算委員長 小林英三
參議院議長 松野鶴平殿
経過の概要
本委員会は、本調査を行なうことについて、去る昭和三十四年十二月二十九日議長の承認を得たが、その後、昭和三十五年春算及び昭和三十四年度予算補正が提出され、もつとばらその審査に当つていたため、会期中調査を終了するに至らなかつた。

郵政事業及び電気通信事業の運営
並びに電波に関する調査
右の件については、調査を終らなか
つた。よつて経過の概要を添えて、
報告する。
昭和三十五年七月十五日
参議院議長松野鶴平殿
通信委員長 柴田 栄
経過の概要

わたつていてるため結論を得るに至らなかつた。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十五年七月十五日

参議院議長松野鶴平殿 岩沢忠恭

実地調査のため委員を派遣し、災害対策を講じ、或いは又昭和三十五年度建設省関係予算並びに建設行政の基本方針についても所要の検討を加え、必要な調査を行なつたが、本件調査を終了するに至つてない。報告する。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、

はらその審査に当つていたため、会期中調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家財政の經理及び国有財産の管理に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十五年七月十五日

決算委員長 上原 正吉

参議院議長 松野鶴平殿

内閣受理件数	処理案決定件数
二六三件	二一三件
二四件	
一七件	
内閣において採択された請願の処理經過	
名	主な主管庁
第三十一回国会参議院において採択された請願の処理經過	請願に対する処理要領
第三十二回国会	総理府
第三十二回国会	兵
占領期間中における連合国軍による被害補償の請願(十五件)(第三五四、三五五、四五四、五一四、一二四八、一二三四、一二四五、一二四二、一七〇〇号)	占領期間中に於ける旧連合国軍の不法行為による生命身体の被害者に対する救済措置については、すでに国が行政措置をもつて療養、障害及び死亡見舞金を支給しているが、その支給額は、平和条約発効以後における同種の事案による事故補償金に比して低く、また、当時の被害者中には見舞金の支給漏れも相当数あると思われる。昭和三十四年度において、その被害者の実態を調査中であるが、この調査の結果をまつて具体的措置について検討する所存である。

地方財政法附則³改正に関する請願(第六八九二号)と地方公共団体に対する財源付与等の請願(第一五九八号)。

同 同 同 同
は、起
更に努力の増
今後も増
右に同じ。

国民生活の実情、他の業態における免税

点、税率等の均衡、総合検討したい。地方財政の現状等を考慮

一、行政機構については、昭和三十三年十月十七日設置された同和問題閣僚懇談会及びその幹事会を中心として施策の充実を期しひ

二、事業費については努力したい。
ていくことが適切と考える。

刑法の全面的な改正作業の一環として、各國の法制はもとより、わが国の社会事情なども十分考慮しつつ、慎重に検討を重ねている。

右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。

數他に優先的に新當を考慮すべき出張所が多
あるので、その新築は将来兼用することと

し、取りあえず施設現況を調査して補修を加える等適宜の処置を講ずる所存である。

考 請願の趣旨を最高裁判所に伝達して十分の考慮を促すことといたしたい。

常習酩酊者に対する保安処分の制度については、刑法改正作業において、重要な問題の一として研究しているところであるが、その一

実現についでは、個人の個人権を尊重しながら治療の目的を達成しなければならないので、なお慎重な検討が必要である。しかし、なる

べく早く期待にそゝ結論を出したいと考えて
いる。

昭和三十四年九月二十一日から帰還希望者の登録を開始し、その後帰還手続の細部について在日朝鮮人総連合会が反対したため、登

録業務が一時停滞して、いたが十一月四日に登録を再開していらい、帰還業務は順調に進み、十二月十四日に第一次帰還船を出港させ

昭和三十五年七月十五日 參議院會議錄追録

第三十一、三十二回において採択された請願の処理経過

九

在日朝鮮人の帰国促進に関する請願(三件) (第五六七、六四、七二二号)	日韓漁業問題解決促進に関する請願(第一一〇、六号)	日韓漁業問題についての紛争の防止を目的とした協定に由り解決をはかるよう両国全面会談において引き続いだ韓国政府と交渉中であり、今後も一層努力したい。	抑留漁夫の釈放については、わが官民の要望により昭和三十四年七月末韓国側から本邦抑留漁夫と不法入韓国人との間で遣還が提案され、以来その早期実現方努力中であり、今後とも、外交交渉により最善をつくし、又本邦漁船安全操業確保については、昭和三十三年来巡視船の増強哨戒の強化を計り、以後もこの強化体制を継続する所存である。	右同じ。
宮城県多賀城町所在の旧海軍工場より敷地返還等に関する請願(第一九、九二号)	たばこ小売手数料引上げに関する請願(第四四号)	大蔵省	同	同
広島県八本松町所在の川上彈薬庫跡払下げに関する請願(第一八九号)	葉たばこの減収加算金に関する請願(第七二七号)	松川たばこ葉取納価格引上げ	同	同
同	同	同	同	同

漁業協同組合等に対する課税
改正の請願(第一七四五号)

同

(第五一〇号) 教育財政確立等に關する請願

文部省

二、校長に対する管理職手当が支給されることによる、職務の特殊性にかんがみ、当然と考へる。また、教科書の無償給付については、巨額の財政負担を伴うのみならず、その趣旨についても検討を要する問題が多いので困難である。

三、昭和三十四年度予算においては、前年度に比し約二、五〇〇万円の増額をしたが、今学校給食の施設設備の拡充については、今後とも努力したい。

四、現行制度により、実情に即して適切な措置が講じ得るものと考える。

五、高等学校校舎の増設等については国が補助を行つてゐる。また、高等学校の設備の充実については、今後とも努力したいと考えてゐる。

六、学校における行うる職業教育及び職業指導の充実を図り、産業安定機関との連絡を密にし、定時制高等学校校舎新增築費等の助成の強化青少年の教育については、今後とも、努力した和三十四年度においては、國立中央青少年の家を御殿場市に設置するとともに、地方公共団体の設置する青年の家に対し、施設設備費

二、非課税範囲を拡張することは、負担公平の租税原則に反するので適当でないものと考える。
三、漁業協同組合等が受けれる漁業補償金の課税については、受けた補償金の性質に応じて課税を行ふことは、これらの組合等が公有水面の埋立によっており、これらは漁業権の消滅等により取得された補償金又は対価についての譲渡益の1/2相当額の非課税の措置を選擇により認めることが旨としているが、個人等についても同様の趣旨の措置を講じ、すでに相手に一定程度この請願の趣旨にこたえているものと考へる。
五、最近における遠洋漁業への移行及び漁業却制制度が設けられてから三年間五割増償金の制度化はかかる見方より、この間に新たな特徴がある。不漁災害対策準備金は、遇發性が極めて強く、これをあらかじめ損金引当としてその積立を認めることは適当でないと考える。

は、一般国有財産と同様、実情に則した有効適切な管理区分を行つておる、今後も同様に処理を進める方針である。

(第六五八号) 教育財政確立に關する請願

3

四

四

同

難である。検討すべき問題が多いので直ちに実現は因

右に同じ

一、昭和三十四年度予算においては、前年度についで、一七億三、〇五八万円の増額となつてゐる。二、へき地教育振興法の改正により、昭和三十四年度より、へき地学校の定義を改めるとともに教員住宅に対する補助率の引き上げ制、健康管理制度、通学改善に対する国との補助制度の創設等へき地教育の振興が図られてゐる。三、五〇人をこえる学級の解消については、次計画によつて努力したい。四、年次計画と三十四年度予算においては、理科教育設備費と三十四年度予算においては、産業教育振興助金に關する補助金は九九、九四、六千円増、定期制高校設備費補助金は三、六五〇千円増となつてゐる。法制化について、十分検討したい。

八九、六二六、六二七、六一九、一三〇、九一九、一〇、一四、一九、一三二〇、一三一八、一四〇七、一三一八、一四二七、一四六三、一四六八、一五二五、一七八、一七六三号) 養護教諭及び事務職員を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願(第六〇四、一五七二号) 盲ろう教育振興に関する請願(第六八二号) 小学校理科教科書検定制度六立等に関する請願(第八六六号) 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同

産業教育振興に関する請願(第八六七号) 公立大学施設設備助成に関する請願(二件)(第七九三、一〇三号) 大学院博士課程修了者の身分に関する請願(二件)(第九九号) 東京芸術大学に東京大学伝染病研究所に關する請願(二件)(第一四五号) 奄美群島内に東京大学伝染病研究所に關する請願(二件)(第一八〇九号) 同 同 同 同 同 同 同 同 同
右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

日本芸術院会員増員に関する請願(第七六六号) 関する請願(六件)(第四五三、五七四、五七五、七一〇、七一四、七九四号) 児童生徒災害補償の法制化に関する請願(第六五九号) 同 同 同 同 同 同 同 同 同
右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

日本芸術院会員増員に関する請願(第七六六号) 関する請願(六件)(第四五三、五七四、五七五、七一〇、七一四、七九四号) 児童生徒災害補償の法制化に関する請願(第六五九号) 同 同 同 同 同 同 同 同 同
右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

予算措置については、今後とも増額にそなう努力をしたい。なお、スポーツ振興に対する立法化については、目下具体的に検討中である。児童生徒災害補償の法制化については、日本学校安全会法案一を提出し、現在継続審議中であるので、この法案の成立によつて、児童生徒の災害に対する救済の目的は達成されると考える。また、昭和三十四年度予算に学校安全事業助成費として一、〇〇〇万円が計上されている。学校保健法実施による医療費補助金については、その増額に努力したい。
十分研究検討したい。

らい療養所施設整備費増額等
に關する請願(第四一五号)

國立療養所入所長期療養患者等に關する請願（第一二九〇号）

國立箱根療養所に入所中の戦傷病者の入所料を国庫負担とするの請願（一二件）（第九六〇、一〇五八号）

宮崎県國立日向療養所の新築移転に関する請願（第七四号）

十和田八幡平国立公園地域の保護等に関する請願（第一七五六号）

阿蘇國立公園の入園料廃止に関する請願（第一六八六号）

昭和三十四年度國立公園施設整備等の予算増額に関する請願（第六七七号）

同 同 同 同 同 同 同

一、施設整備費については、今後も増額に努めた。また、昭和三十四年までに、急度の高い治療と連絡事業所を整備することとしたが、他の諸工事についても、他の國立療養所と合せて、その実現に十分努力した。二、燃料費、寒冷地の燃料被服費の増額については、検討したい。三、作業器材費の予算化については、研究したい。四、映画、演芸借上料の増額については、今後努力したい。五、被服費の増額については、検討したい。六、身体障害者賃金の増額については、昭和三十四年度において補聴器の購入費が新規に認められた。七、社会復帰援助対策については、昭和三十五年度からその予算額を大幅に増額すべく努力する。八、高校生徒に対する奨学資金の支給については、目下研究中である。九、小・中学生徒に対する特別慰安金の予算化については、研究したい。一〇、畠表購入費については、現行予算の合理的執行により解決をはかりたい。一一、文化教養費については、文芸謝金が予算に計上されている。一二、児童教材費の増額については、昭和三十五年度において一般社会福祉施設の児童の教材費と同額程度に増額するよう努力したい。一三、食糧費の増額については、今後とも努力したい。また、療養慰安金の増額については、諸般の事情を考慮して検討したい。昭和三十三年十月から若干の値上げを行つたが、これの取扱については、目下諸般の事情を考慮して慎重に検討中である。昭和三十五年度より重点的に整備が行えるよう、目下努力中である。

区の指定を行いたい。

十分検討したい。

国民健康保険の国庫補助増額に関する請願(第四〇二号)、医療単価改正に関する請願(第三四九号)、日雇労働者健康保険の給付期間延長等に関する請願(第三三号)、健康保険法の一部改正に関する請願(第七三七号)、五件)第二八、二九、四五、一〇二、一七二、二七六、二一二、二三四、二七六、二七七、二七八、三七五、五六八四、二三〇一号)、助産婦の給付担当者とするするの請願(第一四四号)、映画興業場從業者の社会保険強制(包括適用)に関する請願(第九八五号)、保険診療機関の暖房費を社会保険に加算の請願(第一五二七号)、生活困窮者等の対策予算確保に関する請願(第四四七号)、生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願(三件)、(第三九五、三九六、一六七号)、生活保護法の一一部改正に関する請願(第七三八号)。

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

国家財政を処理しつつ将来の方向として考えてゆきたい。
現行医療費体系は、より合理化の方向において一元化するよう努めたい。また、社会保険の医療費を増額改訂する必要がある場合には、合理的な国庫負担金を得て被保険者等の負担が過度にならないようにする考え方である。
保険財政上困難である。

昭和三十二年の改正は、制度の合理化をはかるとともに、財政的根本的建て直しを行つたものであるので、従来の線に再改正は考えられない。また、給付内容の改善は保険財政上困難である。
療養費となるので、これを現物給付扱とすることは出来ない。また、現在現物給付とする考えはない。

法律を改正する意思はない。

任意包括により適用することとし、強制適用の範囲を拡大する考えはない。

北海道以外の地については、認めがたい。

昭和三十五年度予算において増額について努力している。

昭和三十四年四月から三・一%の引上げを行つたが、今後とも実態に則するよう検討を加えたい。

昭和三十四年四月から三・一%の引上げは困難であるので、一般基準の引上げとあわせて検討しない。なお、入院患者加算額は昭和三十四年四月から六〇円に引上げた。

三、生活保護法の原則に反するので採用し難い。

生活保護法の最低生活基準額
引上げ等に関する請願(七件)
(第二二六、一三五、一二四七、
三九七、三九八、八四九、八
五三)

同

四、実現に努力したい。
五、勤労控除のうち特別控除は昭和三十三年七月から従来の約二倍に引き上げ、基礎控除については、昭和三十四年四月から最高額につき一〇〇円の引上げを行つたが、今後とも物価等の変動に応じた措置を講じたい。

一、昭和三十四年四月から三・一%の引上げを行つたが、今後とも実態に則するよう検討を加えたいた。
二、実現に努力したい。
三、生活保護法の原則に反するので採用し難い。

生活保護法の出産扶助費増額に関する請願(第一四二号)
奄美群島島民の戦時被災住家等に対する補償金交付の請願(第一〇五六号)

後保護施設増設等に関する請願(二件) (第三三四一、七三五号)

○病床にある戦争犠牲者の保障に関する請願(二件)(第二三二五一号)

八、自費等によつて治療費の捻出ができない限り完全治ゆまで打ち切ることはない。九、医療費の額全額国庫負担は現在の国家財政のものにおいては、実現しがたい。なお、核規制の医療のうち、外来医療についても現規制度のもとに、いわゆる結核防護法第十三十四条の医療費公費負担制度により、医療費の一応の保障がなされると考えられるので、これに要する経費の十分なる予算化をはかることによつて、医療費保障制度を充実したい。

一〇、後保護施設を設置し職業訓練を実施しており、これが雇用の問題についての立法化については検討したい。

一一、健常管理については、適切な指導を行いうようはかつて行きたい。又、結核の場合のみ特別措置を講ずるということは困難である。建設する計画があるので、結核回復者の住宅確保についても、低所得階層に対する住宅供給を増強することとも、公営住宅戸数を増加することとも、家賃の低廉な住宅の住宅対策の一環として対処したい。

未帰還者留守家族等援護法による療養給付期間延長等の請願(第六九号)

同

同

同

四四

二三、結核回復者であつて生業資金の貸付資格に該当するものは当然貸付を受けることができるが、昭和三十一年度から身体障害者のための資金貸付制度を創設するよう努力している。昭和三十五年四月から特別基準を設定し、階層を対象とした相談所を設置したいと考へている。

四五、昭和三十五年においては、広く低所得階層を対象とした相談所を設置したいと考へている。

五六、昭和三十五年四月から特別基準を設定し、その増額をはかつたが、更に検討したい。

六七、戦時災害保護法（昭和十七年法律第七十一号）の廢止により、給与金を支給すべき法的な根拠は存しない。また現在本件に關する特別措置を講すべき理由に乏しいものと思料する。

六八、結核回復者後保護施設の設備費及び運営費についての補助率を引上げるよう努力した。

六九、昭和三十三年度まで十八カ所を設置し、昭和三十四年度においても三カ所の施設を計画しているが、今後の整備と予算の増額についても努力するところとし、これが立法措置についても十分とも検討したい。

七〇、未帰還者留守家族等援護法による療養の給付は、未帰還中における自己の責に帰するとのできない事由による負傷又は疾病と因果關係のない帰還後に生じた傷病については、給付の対象とすることは困難である。

七一、療養の給付を受けられる権利は、給付事由の発生した日から二年間にわたり、とときは、時効により消滅するので、これらに対しても今後給付を行なうことは考えていない。なお、未帰還者に該当しない者についても療養の給付は考えていない。

七二、未帰還者留守家族等援護法により療養の給付を受けている患者との生活保障についての措置を講ずることは考えていない。

七三、就職又は住宅のあつせんについては、都道府県と連絡し、できるかぎり努力した。

七四、就職の申請から裁定までの期間短縮について、できる限り努力したい。

七五、昭和三十五年十二月二十八日まで給付期間が満了する者については、さらにその療養期間を延長し、療養の給付を行なうよう努力したい。

昭和三十五年七月十五日 參議院會議錄追録

第三十一、三十二回において採択された請願の処理経過

戦傷病者援護の法制化に関する請願(五件) ○八、九九五、一〇三九、一九四八五号)	同	同	同
動員学徒犠牲者待遇改善に関する請願(二件) (第六六一、六六九号)	同	同	同
元満州国軍日系軍官及び生徒の戦没者遺族援助に関する請願 第二二三三号)	同	同	同
元満州鉄道株式会社職務傷病者等の処遇に関する請願(第十七〇九号)	同	同	同
引揚者給付金等支給法の改正に関する請願(二件) 一八〇四、一八七〇号)	(第一部)	同	同

ソロモン群島方面的戦没者遣骨取集に關する請願(第一八〇五、一八六九号)

未歸還者調査の徹底化に關する請願(第六八五号)

保育所措置費改訂に關する請願(二件)(第一六、四八四号)

昭和三十四年度保育予算増額に関する請願(第一六一〇号)

名古屋市の保育所措置費国庫負担金交付基準の地域差是正に関する請願(第二三七九号)

母子相談員の常勤化に關する請願(第一七六五号)

子どもセンターの法制化に関する請願(第一四四四号)

国立女子教養院設置に關する請願(第四四四号)

国立療養所入所患者の無拠出障害年金に關する請願(第九四九号)

平和条約発効後全戦域にわたり戦没者遺骨収集及び追悼を計画し、ソロモン群島方面につつては、戦没者の遺骨収集及び追悼の東方面の派遣軍団によりこれが行なわれ、第六師団関係として、戦没者の最も多い鹿児島県から遣族代表が選定された。最も多い鹿児島県から遣族代表が選定された。これにより遺骨の収集及び追悼は、終了しておらず、現在あらためて更にソロモン群島方面のみを取りあげて実施することは、中華民國東北地方(遼寧省及びソ連邦等未だ遺骨収集を終了しない地域もあり適当と考えられる)と思料される。

三、保育所の整備は、昭和三十四年度予算においては、増額が行われたのであるが、昭和三十二年十二月の特別調査をもつて打ち切る考え方においては、努力しない。今後ともその徹底を期したいと考えである。

二、保育料は、昭和三十四年度からその軽減を図つた。

一、保育単価は、昭和三十四年度においては、増額が行われたのであるが、昭和三十二年十二月の特別調査をもつて打ち切る考え方ではなく、今後においてもあらゆる施策を講じてその徹底を期したいと考えている。

い。保育予算については、今後とも努力した

児童保護措置費の級地区分は、従前の勤務地手当の支給地域の区分によつており、公務員の給与制度との関連において、地域差を廃止する方向で検討する所存である。

目下のところ母子福祉相談員を常勤職員とするための法律改正を行なへばいい。しかし、母子相談員の手当等については、その増額について今後とも努力したい。

児童の健全育成については、児童館の建設、児童遊養所に入所中の患者に対しても、国民年金法に定める受給要件に該当する限り、国庫もその検討をした。

昭和三十五年度から運営を開始することのできるよう銳意努力中である。

原爆被害者救援対策に関する請願(第一九五号)	同	原爆被害者救援対策に関する請願(第一九五号)	同
原爆被害者救援の立法化に関する請願(第四五五号)	同	原爆被害者救援の立法化に関する請願(第四五五号)	同

地方衛生研究所に関する立法措置の請願(第六四二号)	同	被爆者の健康診断の受診率が低いことは主として被爆者の健康診断に対する関心が低いことと化等の方策により受診率を高めるよう努力したい。
保険費国庫補助額に関する請願(第七十八件)	同	争議者に對する援護法の制定については、他の戦争犠牲者に對する援護法の制定についても、被爆者の生活状況の実態調査等も必要なので、なお、慎重に検討を進めた

結核予防法の一部改正に関する請願(第七三六号)	同	結核予防費国庫負担制度確立に関する請願(第六八三号)	同
結核治療全額国庫負担制度確立に関する請願(四三五〇号)	同	結核予防費国庫負担増額等に関する請願(二四八、二五〇九号)	同

現在の国家財政のもとにおいては実現しない。患者のうち外来医療については、各種の社会保険と予防法の医療費公費負担制度によつては、多額の保障がなされていると考へ充実したい。	同	現在の国家財政のもとにおいては実現しない。患者のうち外来医療については、各種の社会保険と予防法の医療費公費負担制度によつては、多額の保障がなされていると考へ充実したい。	同
現在の国家財政のもとにおいては実現しない。患者のうち外来医療については、各種の社会保険と予防法の医療費公費負担制度によつては、多額の保障がなされていると考へ充実したい。	同	現在の国家財政のもとにおいては実現しない。患者のうち外来医療については、各種の社会保険と予防法の医療費公費負担制度によつては、多額の保障がなされていると考へ充実したい。	同

昭和二十五年七月十五日 參議院会議録追録

第三十一回において採択された請願の処理経過

東京都中央卸売市場足立分場
魚類部敷地拡張等に関する請
願(三件)(第一一五五、一三
六八、一五〇九号)

簡易水道布設費国庫補助増額等に関する請願(第四二一〇号)

簡易水道事業費国庫補助増額
に関する請願（第八六九号）

(第三四六号) 社会保障費増額に関する請願

農
林
省

四

四

同

従来農林省並びに東京都においては、水産物の取扱いを統一する方針が取締方に於けるものとされ、本場より運搬される場合、東京港に於ける輸送の適正化が図られてゐる。しかし、現状では、水産物の適正な配置及び分荷については、今後も問題となることと思われる。そこで、水産物の流通の実情に即し慎重に検討し、所要の措置を講ずることとした。

二、簡易水道の普及対策として、昭和三十一年度を最後年度とする水道整備一ヵ年計画を現在在推進中で、これが増額について努力したい。

三、新設する場合に対し助成することとしたのであるが、拡張については、昭和十四年度より本来新設の取扱を受けける地域での給水区域を拡張により既設の有機体合併、維持管理からも適正であると認められる場合には、予算の範囲内で国庫補助の対象として取り上げることとしている。なお、改良についているは、起債の措置を講ずるよう努力したい。起債枠の拡大等については、その実現に努力したい。

カ所設置され、昭和三十一年度においても三ヵ所を計画しているが、今後も補助金について努力するとともに立法化の必要性についても十分検討したい。

率を引上げ、各都道府県における十分な予算化をはかるよう努力したい。

昭和三十四年度漁港修築予算
等に関する請願(第一二二二号)

昭和三十四年度漁港修築予算
等に関する請願（第一〇四七号）

四

四

(2) 漁港局部に改良事業並びに海岸保全事業の予算は、財政の許す限り増額されるよう努力することとした。

(3) 税率の引上げについては、他の事業並びに財政事情との関係もあるので十分検討することとした。

(4) 漁港機能施設のうち現在補助の対象外となつてゐるものについて、その対象範囲を拡張すべきかどうかについてあるのでは、法的措置を要する問題である。今後適当の機会に検討することとした。

(5) 漁港災害復旧事業の未施行部分について、財政の許す限り努力することとした。

一、漁港修築費予算については、国の財政の許す範囲内においてできる限り増額するよう努力することとした。

二、漁港行政機構の強化拡充については、水法第35条(二号)、同様に漁港部を設置し、計画課と建設課を置き、事務の円滑化をはかることとした。

(1) (5) (4) (3) (2) (1)

正 方 他 分 檢討したい。十 分檢討したい。漁港整備事業の地方団体負担分の地
方 延長につれては、漁港整備計画について、これを改
正するべきかどうか十分検討することと
である。漁港整備計画については、これを改
正するべきかどうか十分検討することと
は、漁港行政機構の強化拡充について
は、水産庁設置法の第一部を改正（昭和三
十四年法律第百四二号）してその規定を
整備法（昭和三十四年法律第百四二号）
に付しては、この種の漁港で行
うる漁港修築費預金においては、國の財
政の許可範囲内においては、できる限
りその増額に努力したい。

石川県狼煙港を第四種漁港とする請願(第四三二号)	水産業改良普及事業の整備拡充に関する請願(第一七四四号)	水産業改良普及事業の整備拡充に関する請願(第一七四四号)	地方卸売市場の法制化に関する請願(八件)(第一七九、一〇〇)	地方卸売市場の法制化に関する請願(八件)(第一七九、一〇〇)	地方卸売市場の法制化に関する請願(八件)(第一七九、一〇〇)	同	同	同	同	同	同	同					
予算については必要と認められるものは、財政の許す限り増額するよう努力することとした。	現に検討を進めつつ、沿岸漁業に対する研究機関の効果的な組織活動と普及体制の整備を実施していくべきと考えるが、そのさい改良普及に十分検討することとした。	現に検討を進めつつ、沿岸漁業に対する研究機関の効果的な組織活動と普及体制の整備を実施していくべきと考えるが、そのさい改良普及に十分検討することとした。	整理転換に伴う国庫補助金の交付は、昭和三十年又は昭和三十一年において銃砲及び薬物を合法的に使用して、いかに漁業を営んでいたかを規定する基準として、個々の対象者を具体的に選定したものであり、昭和三十四年二月十二日付のいるかに照準があがり、該規則は、おつとせいの来游するものと従事者に対する生活の保障をしなければならない理由は認められない。	整理転換に伴う国庫補助金の交付は、昭和三十年又は昭和三十一年において銃砲及び薬物を合法的に使用して、いかに漁業を営んでいたかを規定する基準として、個々の対象者を具体的に選定したものであり、昭和三十四年二月十二日付のいるかに照準があがり、該規則は、おつとせいの来游するものと従事者に対する生活の保障をしなければならない理由は認められない。	整理転換に伴う国庫補助金の交付は、昭和三十年又は昭和三十一年において銃砲及び薬物を合法的に使用して、いかに漁業を営んでいたかを規定する基準として、個々の対象者を具体的に選定したものであり、昭和三十四年二月十二日付のいるかに照準があがり、該規則は、おつとせいの来游するものと従事者に対する生活の保障をしなければならない理由は認められない。	静岡県原町漁民に対する工場放出汚水毒物による漁業補償等の請願(第一七二二号)	静岡県原町漁民に対する工場放出汚水毒物による漁業補償等の請願(第一七二二号)	静岡県原町漁民に対する工場放出汚水毒物による漁業補償等の請願(第一七二二号)	農業共済保険予算に関する請願(二件)(第一七七二号)	農業共済保険予算に関する請願(二件)(第一七七二号)	農業共済保険予算に関する請願(二件)(第一七七二号)	同	同	同	同	同	同
米穀予約売渡制度の維持強化に関する請願(第四七五号)	愛媛県松山港を植物防疫法第六条第二項の港に指定する等の請願(第一七二二号)	愛媛県松山港を植物防疫法第六条第二項の港に指定する等の請願(第一七二二号)	査漁業被害について、昭和三十三年度の調査結果を委託し、現在結果をとりまとめた。また、公用水域の水質の保全に関する法律等により紛争解決には、共同保管の促進を行なうための助成を行ない、一般的な価格を設定するための制度の活用によつて解決を図るためにいたしたい。	査漁業被害について、昭和三十三年度の調査結果を委託し、現在結果をとりまとめた。また、公用水域の水質の保全に関する法律等により紛争解決には、共同保管の促進を行なうための助成を行ない、一般的な価格を設定するための制度の活用によつて解決を図るためにいたしたい。	査漁業被害について、昭和三十三年度の調査結果を委託し、現在結果をとりまとめた。また、公用水域の水質の保全に関する法律等により紛争解決には、共同保管の促進を行なうための助成を行ない、一般的な価格を設定するための制度の活用によつて解決を図るためにいたしたい。	一、水質汚濁の防止について、公共用排水の規制に関する法律及び工場排水の規制に関する法律について、東京大学等にその実態調査を行なうことができるところとなつていいので、該規則は、おつとせいの来游するものと従事者に対する生活の保障をしなければならない理由は認められない。	一、水質汚濁の防止について、公共用排水の規制に関する法律及び工場排水の規制に関する法律について、東京大学等にその実態調査を行なうことができるところとなつていいので、該規則は、おつとせいの来游するものと従事者に対する生活の保障をしなければならない理由は認められない。	一、水質汚濁の防止について、公共用排水の規制に関する法律及び工場排水の規制に関する法律について、東京大学等にその実態調査を行なうことができるところとなつていいので、該規則は、おつとせいの来游するものと従事者に対する生活の保障をしなければならない理由は認められない。	二、昭和三十四年も昨年どおり維持することとした。	二、昭和三十四年も昨年どおり維持することとした。	二、昭和三十四年も昨年どおり維持することとした。	同	同	同	同	同	同
水産資源の保護対策確立等に関する請願(第一二三二号)	静岡県元吉原漁民に対する工場放出汚水毒物による漁業補償等の請願(第一七七二号)	静岡県元吉原漁民に対する工場放出汚水毒物による漁業補償等の請願(第一七七二号)	査漁業被害について、昭和三十三年度の調査結果を委託し、現在結果をとりまとめた。また、公用水域の水質の保全に関する法律等により紛争解決には、共同保管の促進を行なうための助成を行ない、一般的な価格を設定するための制度の活用によつて解決を図るためにいたしたい。	査漁業被害について、昭和三十三年度の調査結果を委託し、現在結果をとりまとめた。また、公用水域の水質の保全に関する法律等により紛争解決には、共同保管の促進を行なうための助成を行ない、一般的な価格を設定するための制度の活用によつて解決を図るためにいたしたい。	査漁業被害について、昭和三十三年度の調査結果を委託し、現在結果をとりまとめた。また、公用水域の水質の保全に関する法律等により紛争解決には、共同保管の促進を行なうための助成を行ない、一般的な価格を設定するための制度の活用によつて解決を図るためにいたしたい。	一、昭和三十四年産米価は、生産費及び所得の出張検査制度で特別な支障はないものと考へる。植物防疫所の設置については、輸入港に指定した後の実績をみて改めて検討した。	一、昭和三十四年産米価は、生産費及び所得の出張検査制度で特別な支障はないものと考へる。植物防疫所の設置については、輸入港に指定した後の実績をみて改めて検討した。	一、昭和三十四年産米価は、生産費及び所得の出張検査制度で特別な支障はないものと考へる。植物防疫所の設置については、輸入港に指定した後の実績をみて改めて検討した。	二、昭和三十四年も昨年どおり維持することとした。	二、昭和三十四年も昨年どおり維持することとした。	二、昭和三十四年も昨年どおり維持することとした。	同	同	同	同	同	同

昭和三十五年七月十五日 參議院會議錄追録

第三十一、三十二回において採択された請願の処理経過

漁業協同組合の育成強化に関する請願(第一七四二号)

昭和三十五年七月十五日 參議院会議録追録

第三十一、三十二回において採択された請願の処理経過

- 1 -

中国産生漆輸入促進に關する請願(七件)(第四五七、八九三一、九一〇、一二二、一三一、二号)	日中貿易再開促進に關する請願(六件)(第四五六八、五一、九八一、一〇七一、一六七二号)	日中貿易再開促進に關する請願(第一七七六号)
同	同	同
中小企业等協同組合法第二十一条の三の特別措置案現促進に關する請願(第一四九〇号)	バナナ輸入外貨資金人口割確立促進に關する請願(第一六五〇号)	綿スフ過剰織機買上に対する國庫補助増額の請願(第三一六号)
同	同	同
日朝間直接貿易実施促進に關する請願(第一六七三号)	同	同
同	同	同
香港船積の場合は自動承認制となつてゐるが、中國本土船積の場合は求償貿易により一般の規準では窓口は十分開かれている。今後全般的な日中貿易打開の成果をもつこととしたい。	我が国としては、從来から日中貿易の促進が双方にとつて有利であるとの見地から再開を希望しており、今後もこの方針にそつと努力したい。	業界の組織化と安定化により、金融受入れ態制を整備することが必要であると考へられるので、中小企業団体法等による組織化を指導し、その後、共同施設等を中心として、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫等よりの融資が実現するよう努力することとした。
常北鮮との貿易について、韓国との国交正常化により、現状においては、認めないこととしている。	昭和三十三年度における過剰綿・スフ織機処理機に對する國庫補助金としては、当初基準織機一台当たり補助単価二万円にしては、総額四億円が交付されることとなつていた。しかし資金が済ら、その後補助単価を引上げることが必要であると認められたので、補助金総額四億円は据置とし、補助単価を二万一千円に引き上げることとした。この結果関係業者から喜んで好成績であり、所期の目的が達せられた。	第二十六回国会において採択された請願の趣旨を尊重し、加工実績者に対する割当の一一部人口比割当を試験的に加味したが、本來より、外貨割当の基準としては難点が多いこととが判明したので、再び実際に輸入業務を担当する者に外貨割当をするとした。今後もこの方針で実施してゆく予定である。
災害を受けた中小企業者のための対策について、災害のための措置等を講じ遺憾なきを期している。	金融上の措置については、商工組合中央金庫の小口貸付方式の活用により、その円滑化を図ることとし、とくに一〇万円以下の貸付については、担保徵求の減免、業態制限の緩和等を図るとともに、提出書類の簡素化、貸出手続の迅速化を十分考慮し、また貸出見出しをあらかじめ予定するなどの方法により貸出資金を確保することとしている。なお、税体系全般との関係も目下慎重に検討中である。	香港船積の場合は自動承認制となつてゐるが、中國本土船積の場合は求償貿易により一般の規準では窓口は十分開かれている。今後全般的な日中貿易打開の成果をもつこととしたい。

石炭採掘に伴う鉱害復旧の諸
願(第三二五号)

頼(第三二五号)	石炭採掘に伴う鉱害復旧の請				
同	同	同	同	同	同
奥羽本線中板谷峠こう配改良工事促進に関する請願(二件)第一二八一、二三三二号	国鉄城東貨物線の電化及び客車運行実現に関する請願(二件)第一一三三、一三四、一七七、一二七二、一三九、一四八四号	中学生の通学鉄道運賃等割引に関する請願(第六六四号)	秋田県能代港浚渫工事施行に関する請願(第四五九号)	中央線複線電化等に関する請願(第四五九号)	長野県陸運事務所庁舎建築促進に関する請願(第一四五八号)
同	同	同	同	同	同
昭和三十四年十一月三十日竣工する予定である。	昭和三十四年十一月三十日竣工する予定である。	昭和三十四年十一月三十日竣工する予定である。	昭和三十四年十一月三十日竣工する予定である。	昭和三十四年十一月三十日竣工する予定である。	昭和三十四年十一月三十日竣工する予定である。
二、引き上げることは考えていない。	三、現在のところ支障はないので予算を立て計上することは考えていない。しかし関係各省及び鉱害復旧事業団等の連絡を更に層密にして、予算の効率的運用を確保したいと考える。	四、検討したいと考へている。	五、努力したい。	六、検討したい。	一、昭和三十四年度の鉱害復旧のための国庫補助額は予備費支出による一億円を加え、七三億円に達し、これによる復旧事業量は一四三億円となつてゐる。これによつて炭鉱離職者の失業救済と鉱害復旧の促進をはかつてゐる。
目下その対策として港口に導流堤を築造しておあり、目下浅川—相模湖間と名古屋—大曾根間を実施中である。電化については、第二五力年計画においては、第一五力年計画の進捗状況と方針に沿ひ合わせて十分研究したいため、横川—軽井沢間アブト式区間の改良については、目下検討中であつて具体的な改良案の決定をまつて着工する予定である。デリバーリ化については、毎年の製作両数が限られているので、その希望を全部みたす状況にいたつては、中央線についている一部デリバーリ機関車についているが、名古屋—長野間のデリバーリ化についているが、名古屋—長野間の現状からみて早急に実現することは困難と思われる。なお、昭和三十三年五月から吹田八尾間に国鉄バスを運行して南北交通路並びに沿線住民の利便をはかつてゐる。車両の増備計画にらみ合わせて検討したい。	板谷峠附近は千分の三三・三の急こう配の連続区間であるので、この区間を建設するのに多大な改良費と長年月を要するので今後十分研究したい。	現状からみて早急に実現することは困難とつて運送する範囲は、満六歳以上十二歳未満であるが、これは義務教育と直接の関連を考えたものではない。	旅客運送上小児として大人運賃の半額をもつて運送する範囲は、満六歳以上十二歳未満であるが、これは義務教育と直接の関連を考えたものではない。	現状からみて早急に実現することは困難と思われる。なお、昭和三十三年五月から吹田八尾間に国鉄バスを運行して南北交通路並びに沿線住民の利便をはかつてゐる。	昭和三十四年度の鉱害復旧のための国庫補助額は予備費支出による一億円を加え、七三億円に達し、これによる復旧事業量は一四三億円となつてゐる。これによつて炭鉱離職者の失業救済と鉱害復旧の促進をはかつてゐる。

鉄道改良工事施行に關する請願 (第一八六件)	七三六、一七三七、一七一 七六〇、一七六、一七六、一七一 七五五、一七五、一七一 一八四、一八八、一七二 一八四、一八八、一七一	水産物輸送力増強等に關する 請願(第一七四七号)	七三六、一七三七、一七一 七六〇、一七六、一七六、一七一 七五五、一七五、一七一 一八四、一八八、一七二 一八四、一八八、一七一
信越本線鉄道電化等促進に 關する請願(第一八三四号)	諫早、長崎両駅間鉄道平たん 線敷設に關する請願(第九九 号)	信越本線鉄道電化等促進に 關する請願(第一八三四号)	同
國鉄佐久間線鉄道敷設促進に 關する請願(第一二三三号)	國鉄佐久間線鉄道敷設促進に 關する請願(第一二三三号)	同	同
飯田、小海両線に國鉄管理所 設置反対の請願(第五三五号)	國鉄公社の管理所設置反対に 關する請願(第六八八号)	同	同
三陸沿岸の航路標識整備促進 等に關する請願(第一七四六 号)	同	同	同
東京都大野原島に標識灯設置 の請願(第一〇二六号)	同	同	同

横川・軽井沢間アブト式区間の改良については、目下検討中であるのでその結果をまつて着工する予定である。

鹿児島海上保安部に航空機配 置の請願(第六八七号)	漁船救難用航空機増強に関する 請願(二件)(第三七三、四 七九号)	自動車運送事業等運輸規則の 一部改正に関する請願(第一 六六号)	岩手県大船渡市に測候所設置 等に関する請願(第一七四八 号)	岩手県大船渡市に測候所設置 等に関する請願(第一七四八 号)	岩手県大船渡市に測候所設置 等に関する請願(第一七四八 号)	岩手県大船渡市に測候所設置 等に関する請願(第一七四八 号)	岩手県大船渡市に測候所設置 等に関する請願(第一七四八 号)	岩手県大船渡市に測候所設置 等に関する請願(第一七四八 号)	岩手県大船渡市に測候所設置 等に関する請願(第一七四八 号)
同	同	同	郵政省	同	同	同	同	同	同
広島県尾道市山波町に特定郵 便局設置の請願(第四〇号)	鹿児島県名瀬市にテレビジョン 放送局設置の請願(第一五八 号)	静岡県浜松市に大型飛行 艇就航促進の請願(第二一〇〇 号)	大阪湾・瀬戸内海に大型飛行 艇就航促進の請願(第一五八 号)	北海道千歳飛行場の第一種空 港指定に関する請願(第五五 七号)	北海道千歳飛行場の第一種空 港指定に関する請願(第五五 七号)	現在大阪湾・瀬戸内海においては、単発機 のビーパー機及びアッターマー機によつて堺・ 浜、堺・徳島及び堺・新居浜線の旅客輸送がぶ けられており、更に近く、双発水上機の就航が 計画され、今後その実現が確実である。この 状況の進展に伴つて、漸次大阪湾・瀬戸内海に ける路線も拡充されることになると考える。 現在のところ空港整備法上の指定はできな いが、民間航空機の運航上支障のないようそ の管理区分及び使用の形態につき検討中であ る。	現在大阪湾・瀬戸内海においては、単発機 のビーパー機及びアッターマー機によつて堺・ 浜、堺・徳島及び堺・新居浜線の旅客輸送がぶ けられており、更に近く、双発水上機の就航が 計画され、今後その実現が確実である。この 状況の進展に伴つて、漸次大阪湾・瀬戸内海に ける路線も拡充されることになると考える。 現在のところ空港整備法上の指定はできな いが、民間航空機の運航上支障のないようそ の管理区分及び使用の形態につき検討中であ る。	昭和三十五年度以降に於いて九州、地区 の双発機の機動的運用により救難に対処する 方針である。なお、昭和三十五年度以降逐次 双発機及び遠距離大型機二機を整備する こととした。	昭和三十五年度以降に於いて九州、地区 の双発機の機動的運用により救難に対処する 方針である。なお、昭和三十五年度以降逐次 双発機及び遠距離大型機二機を整備する こととした。
高知県長岡郡南部地区の電話 施設整備統合に関する請願(第七 五五号)	静岡県浜松市にテレビジョン 放送局設置の請願(第一三三 号)	鹿児島県名瀬市にテレビジョン 放送局設置の請願(第一五八 号)	同	同	同	同	同	同	同
現在統合等の措置を計画していないが、今 後諸条件を検討してその対策を考えたい。 改修工事については、緊急を要する局から順次 新局舎を建設し、自動式に変更することとし てある。中継用回線については、現在研 究中である。	奄美大島地区のテレビジョン放送用周波數 割当について、今後の計画において考慮し たい。	日本放送協会浜松テレビジョン放送局及び 静岡放送株式会社浜松テレビジョン放送局 に、昭和三十四年九月四日に予備免許を予 め、各事業者においては、日下開局の準備を 進めている。	日本放送協会浜松テレビジョン放送局及び 静岡放送株式会社浜松テレビジョン放送局 に、昭和三十四年九月四日に予備免許を予 め、各事業者においては、日下開局の準備を 進めている。	ビーチクラフト型双発飛行機を配備し、適切 な処置を講じたい。なお、配属基地について は、請願の趣旨等をも勘案して検討中であ る。	ビーチクラフト型双発飛行機を配備し、適切 な処置を講じたい。なお、配属基地について は、請願の趣旨等をも勘案して検討中であ る。				

高知県宿毛市錦地区に農村電話架設の請願(第三二一八号)

○八号) 結核療養者のN H K ラジオ聴取料免除に関する請願(第四

高知市三谷公民館に公衆電話架設の請願(第五一三号)
高知県物部村大西部落に農村公衆電話架設の請願(第五三
六号)
高知県物部村影仙頭、小川両部落に農村公衆電話架設の請
願(第五二七号)
熊本県鹿央村に無集配特定郵便局設置の請願(第一一七八
号)
福島県飯館村伊丹沢部落等に農村公衆電話架設の請願(第
一二六六号)

香川県証聞郵便局局舎新築に
関する請願(第一六一五号)
熊本県山鹿市日吉町に無集配
特定郵局設置の請願(第一
六五一号)
大阪府吹田市山田地区の電話
改善に関する請願(第一七四
九号)

（第二八二九、一八四二号）
定制度に關する請願（二件）
無線通信機器保守工事業者認
定制度に關する請願（二件）

労 働 省	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、労災保険において政府が直接療養給付を行う場合は、政府の代行機関として政府を指定する病院又は診療所においてこれを行うこととなつていいが、これらの病院又は診療所の指定にあつては、法令上特別の指定期限は設けていない。しかし、産業災害の特性にかんがみ、診療機関の医療関係者及び設備の内容、程度、その他の当該地域に於ける病院又は診療所を指定することとしている。	将来でかかるだけ早い機会に要望にそいだいと考える。なお、現在の設備で可能な範囲で電話の増設を図ることとし、昭和三十五年度に大阪との間の即時化を着工するようにしてある。	目下適地を物色中であり、昭和三十五年度に局舎を新築する計画である。昭和三十五年度検討中である。	右と同じ。	早急に実現することは困難である。なお、現在、同地には簡易郵便局が設置されている。佐須部落には、昭和三十四年二月に設置された。他の小宮、草野部落については、昭和三十一年度、第四・四半期に架設する予定である。なお、伊丹、沢、須賀部落については、昭和三十五年度以降なるべく早い機会に設置するよう努力したい。	昭和三十四年度第四・四半期中に設置する予定である。	昭和三十五年度以降なるべく早い機会に設置するよう努力したい。	昭和三十四年度第四・四半期中であります。	通加入区内においては、丘新田部落は、宿毛電報電話局の普通加入区のものとされるので設置は困難である。	五年度以降なるべく早い機会に設置するよう努力したい。	昭和三十四年四月から生活保護法により、生活扶助を受けている者ばかりではなく、教育、住宅、医療等の扶助を受けている者に対しても、全額免除されることとなつたので要望にそい得たものと思われる。	昭和三十五年度以降なるべく早い機会に設置するよう努力したい。	昭和三十四年度第四・四半期中に設置する予定である。

失業対策事業労働者の就労員増大等に関する請願（第五十六号）

失業対策事業就労者の賃金引上げに関する請願（第一六七五号）

失業対策事業労働者の夏期手当等に関する請願（第一六七二号）

失業対策事業労働者の肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法（二十九件）

正に關する（第一五〇八、一五二六、一五三三、一五四、一五九三、一五六、一五九八、一六一、一六三、一六四、一六六、一六七、一六八、一六九、一六八）

正に關する（第一五〇八、一五二六、一五三三、一五四、一五九三、一五六、一五九八、一六一、一六三、一六四、一六六、一六七、一六八、一六九、一六八）

同 同 同 同

二、非指定医療機関で受療した場合の費用は、保険給付を受ける権利を第三者に移転することを禁止している労災保険法第二十一条の趣旨に基き、労働者自身の請求により当該請求労働者に直接療養費を支払うこととしている。

三、療養補償にかかる給付について、小額の補償義務についてまで保険することとした場合を弱めるおそれがあること、保険料の負担をとることとしている。

三、療養補償にかかる給付について、小額の補償義務についてまで保険することとした場合を弱めるおそれがあること、保険料の負担をとることとしている。

一、昭和三十四年度予算においては、失業対策事業一日平均吸収人員を二十五万八千人とした。昭和三十四年度予算において民間及び公共事業を含め月間就労日数を平均二十一・五日を確保することとしている。

二、昭和三十四年度予算においては、一般職員の改訂が行われなかつたので労働単価は従来どおりとした。昭和三十四年度予算の措置は、就労日数の増加又は賃金増額のための措置分として夏期四日分、年末九日分を計上した。

三、昭和三十四年度において常用化促進事業を実施し、失業対策事業就労者が一般雇用へ復帰するための現場訓練を行つた。

四、事務費の補助単価を引上げるとともに一般財源に比して失業対策事業費が一定の割合をとることとする事業主体に対しても高率補助を適用することとした。

五、昭和三十四年度においては、就労日数を定めてあるので、以後ともこの規定に基づいてあるべき努力したい。

六、昭和三十四年度における資材費及び財源に比して失業対策事業費が一定の割合をとることとする事業主体に対しても高率補助を適用することとした。

三、賃金については、緊急失業対策法第十条第三項の規定に基づいて、一般的職種別賃金を基準としているのであるべく努力したい。

四、昭和三十四年度予算においては、就労日数を定めた上で、昭和三十四年十二月三十日までに上げてはかるべく努力したい。

五、昭和三十四年四月分においては、賃金増額のための措置分として夏季期四日分、年末において日分計上した。

六、昭和三十四年四月分においては、賃金増額のための措置分として夏季期四日分、年末において日分計上した。

昭和三十五年七月十五日 参議院会議録追録

第三十一、三十二回において採択された請願の処理経過

岐阜県養老、南濃両町地域における砂防工事促進に関する請願(第五〇七号)	同	同	同	同	同	建設省
滋賀県下の砂防事業予算増額に関する請願(第三二二号)	同	同	同	同	同	
滋賀県瀬田川流域直轄砂防事業予算増額に関する請願(第五三九号)	同	同	同	同	同	
滋賀県下の砂防事業予算増額に関する請願(第九〇五号)	右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。	
公営住宅予算増額に関する請願(五件)(第一四五、四二一、五三八、五四四号)	一、今後も公営住宅の建設の促進について一層努力したい。	二、増加につき努力しておる、昭和三十四年一度種及び第二種公営住宅を含め約一、〇〇戸の増加を図つておる。	三、昭和三十四年度の予算においては、工事費は資材等の価格もやや横ばいの状況であるが、昭和三十三年度どおりとし、用地費については、全国的な値どおりとし、用地費の一五%程度の引上げを行つておる。	四、用地費を平均一五%程度引上げるとともに、用地費の高ついところについては、用地費の以降年に建設する公営住宅の用地の取扱いを年度別に定めることとする。	五、財政上の制約もあるので今後漸進的に引上げていきたい。	肱川ダムの地すべりについて、愛媛県知事と協議の上、灌水完了まではダム事業費により地すべり防止対策及び交通の確保等について必要な工事を実施することとして、すでに一部工事中であり、今後とも早急に計画どおりの灌水を実施しうるよう推進する予定である。

第三十二回国会参議院において採択された請願の処理 経過

第三十二回国会参議院において採択された請願の処理経過			
件名	主な主管庁	請願に対する処理要領	
軍人恩給の加算復元に関する請願(第一二一號)	総理府	実施について、今後の国家財政の事情を勘案し、慎重に検討すべきものと考へる。	六、大都市においては、地価等の関係から中高層耐火構造の第一種公営住宅については八坪、第二種公営住宅については六坪の小規模住宅を一部建設してきたが、昭和三十九年度においては、これを行わないこととした。補助率の引上げについては、今後十分検討しておきたい。
軍人恩給是正に關する請願 二件(第一一〇、一二三號)	同	一、旧軍人恩給の重点が遺族、傷痍兵等の老齢者等の待遇における差異を解消することによる改善を団体に對して行うこととする。この事業の強力な推進をはかることとしている。	七、第二種公営住宅の一部を改良事業にあたっては、昭和三十四年度においては、一、五戸の建設を予定している。
占領期間中における連合国將兵による被害補償の請願(第三五、六、九號)	同	二、旧軍人恩給の重点が遺族、傷痍兵等の老齢者等の待遇における差異を解消することによる改善を団体に對して行うこととする。この事業の強力な推進をはかることとしている。	六戸の建設から不良住宅地区の清掃事業についても、事業を施行する地方公共団体に對して1、2の国庫補助を行うこととしている。
九州地方開発促進のための事業金融關係の立法化促進に関する請願(第三三號)	同	三、厖大な経費を要することになるので、その実施について、今後の国家財政の事情を勘案し、慎重に検討すべきものと考へる。	八、第三種公営住宅については、六坪の小規模住宅を一部建設してきたが、昭和三十九年度においては、これを行わないこととした。
国土調査事業の推進に関する請願(第一六六號)	同	四、被害者の実情について、その実態調査を実施中であり、この調査結果を基礎として検討した上救済措置につき昭和三十五年度実施の想定のもとに、目下具体策につき研究中である。	九、九州地方開発公庫の設置については、九州地方開発審議会において同公庫の設置を要望する決議がなされおり、九州地方開発株式会社の設置の問題とともに、なお十分に検討することとした。

國立病院等の医師の待遇改善に關する請願(第二二号)

国民健康保険の財政確立に關する請願(第三二号)

厚生省

昭和三十五年六月十六日人事院から医師等の給与改善の勧告がなされている。なお、今後も給与改善の実現に努力したい。

一、引上げを計るよう指導したい。
二、点数表を統一し、医療費の合理化をはかる方向に考えてゆきたい。

三、国家財政を考慮しつつ、将来の方向として考えてゆきたい。

四、全額国庫負担とするることは困難である。

五、調整交付金等の適正な施策により考慮したい。

六、慎重に検討したい。

七、調整交付金によつて考慮することとした

(第二号)

漁業転換対策に關する請願
さけ、ます増殖事業の強化に
関する請願(第三号)

農林省

実例について調査の上、その方策を検討したい。

支店設置の場所は、以後とも本州における民間不化事業を強化するため、現在の不化事業効率を施設の整備、改善によつて向上させることが必要である。

この予算の拡充について努力したい。

新潟県に農林漁業金融公庫支
店設置の請願(第四号)

同

通商産業省

支店設置の場所は、以後とも本州における民間不化事業を強化するため、現在の不化事業効率を施設の整備、改善によつて向上させることが必要である。

この予算の拡充について努力したい。

石炭鉱業離職者救済対策確立
に関する請願(第三五号)

同

石炭鉱業離職者救済対策確立
に関する請願(第三五号)

具体的策については検討中であり通常国会に提出しておらず、その他の便宜等を考慮の上決定されましたが、昭和三十五年九月鉱害復旧事業の実施の上各支店の管轄区域及びその設置場所を定めることとした。

具体的策については検討中であり通常国会に提出しておらず、その他の便宜等を考慮の上決定されましたが、昭和三十五年九月鉱害復旧事業の実施の上各支店の管轄区域及びその設置場所を定めることとした。

けい肺及び外傷性せき臓障害
に関する特別保護法の一部改訂

同

信越本線横川、解井沢両駅間
鉄道改良工事施行に関する請
願(第一〇号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同

定期退職者に対する失業保
険一括支給の請願(第一七号)

同

鹿児島県出水公共職業安定所
移設に関する請願(第一二号)

同

失業対策事業の改革に関する
請願(第三〇号)

同